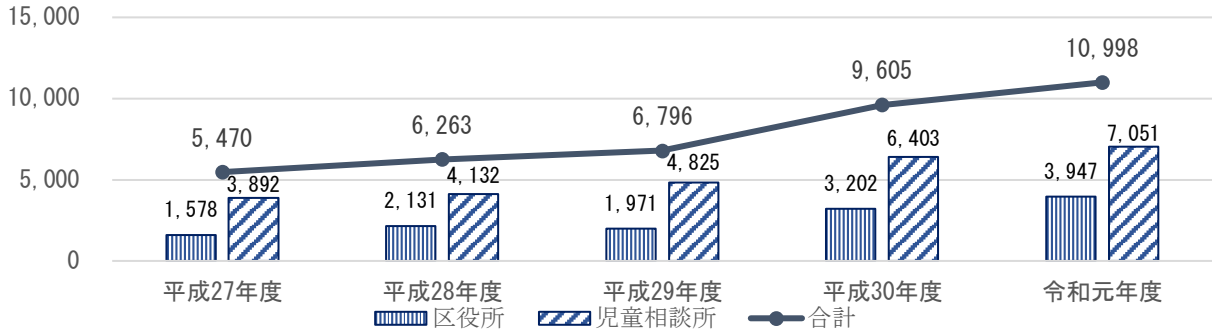


## 令和元年度横浜市における児童虐待の対応状況について

令和元年度の本市における児童虐待の対応状況について、区役所と児童相談所のそれぞれの状況をお知らせします。

### 1 児童虐待相談の対応状況

(1) 対応件数 児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数 (単位：件)



区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区役所	1,578	2,131	1,971	3,202	3,947
児童相談所	3,892	4,132	4,825	6,403	7,051
合計	5,470	6,263	6,796	9,605	10,998

### (2) 相談種別件数

市全体では心理的虐待の割合が多く、49.0%となっています。区役所はネグレクトの割合が55.3%と多く、児童相談所では心理的虐待の割合が62.6%と多くなっています。(単位：件、%)

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	30年度	令和元年度		30年度	令和元年度		30年度	令和元年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
身体的虐待	2,141	2,455	22.3%	637	780	19.8%	1,504	1,675	23.8%
性的虐待	120	82	0.7%	22	10	0.3%	98	72	1.0%
心理的虐待	4,498	5,392	49.0%	643	975	24.7%	3,855	4,417	62.6%
ネグレクト	2,846	3,069	27.9%	1,900	2,182	55.3%	946	887	12.6%
合計	9,605	10,998	100.0%	3,202	3,947	100.0%	6,403	7,051	100.0%

【注】各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

### (3) 年齢別件数

市全体では0歳から6歳までの概ね未就学童の割合が多く54.1%となっています。区役所は0歳から6歳までの児童が71.3%と多く、児童相談所では概ね学齢児以上が55.7%と多くなっています。(単位：件、%)

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	30年度	令和元年度		30年度	令和元年度		30年度	令和元年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
0歳	918	933	8.5%	524	522	13.2%	394	411	5.8%
1～6歳	4,241	5,013	45.6%	1,819	2,295	58.1%	2,422	2,718	38.5%
7～12歳	2,820	3,224	29.3%	676	871	22.1%	2,144	2,353	33.4%
13～15歳	1,089	1,205	11.0%	157	207	5.2%	932	998	14.2%
16歳以上	537	623	5.7%	26	52	1.3%	511	571	8.1%
合計	9,605	10,998	100.0%	3,202	3,947	100.0%	6,403	7,051	100.0%

#### (4) 主たる虐待者別件数

市全体では実母によるものの割合が多く、53.9%となっています。区役所は実母の割合が70.4%と多く、児童相談所では実母の44.7%に対し、実父が46.1%とほぼ同じ割合になっています。

(単位：件、%)

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	30年度	令和元年度		30年度	令和元年度		30年度	令和元年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
実父	3,630	4,335	39.4%	727	1,081	27.4%	2,903	3,254	46.1%
実父以外の父	371	345	3.1%	54	49	1.2%	317	296	4.2%
実母	5,254	5,929	53.9%	2,370	2,778	70.4%	2,884	3,151	44.7%
実母以外の母	44	33	0.3%	12	6	0.2%	32	27	0.4%
その他	306	356	3.2%	39	33	0.8%	267	323	4.6%
合計	9,605	10,998	100.0%	3,202	3,947	100.0%	6,403	7,051	100.0%

#### (5) 経路別件数

市全体では警察等からの割合が39.0%となっています。区役所は福祉保健センター内での情報によって把握したものの割合が21.2%と多く、児童相談所では警察等からの児童通告が60.7%となっています。

(単位：件、%)

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	30年度	令和元年度		30年度	令和元年度		30年度	令和元年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
福祉保健センター※1	885	987	9.0%	669	836	21.2%	216	151	2.1%
他都道府県市町村	210	236	2.1%	210	232	5.9%	0	4	0.1%
児童相談所	924	1,064	9.7%	103	89	2.3%	821	975	13.8%
保育所	292	358	3.3%	246	320	8.1%	46	38	0.5%
児童福祉施設等	88	83	0.8%	29	44	1.1%	59	39	0.6%
警察等	3,878	4,284	39.0%	8	6	0.2%	3,870	4,278	60.7%
医療機関	448	448	4.1%	352	337	8.5%	96	111	1.6%
幼稚園	18	52	0.5%	11	41	1.0%	7	11	0.2%
学校	751	861	7.8%	376	458	11.6%	375	403	5.7%
教育委員会等	6	7	0.1%	4	4	0.1%	2	3	0.0%
児童委員	30	45	0.4%	28	41	1.0%	2	4	0.1%
家族・親戚	784	1,062	9.7%	387	578	14.6%	397	484	6.9%
近隣・知人	714	822	7.5%	309	412	10.4%	405	410	5.8%
児童本人	52	58	0.5%	7	10	0.3%	45	48	0.7%
その他※2	525	631	5.7%	463	539	13.7%	62	92	1.3%
合計	9,605	10,998	100.0%	3,202	3,947	100.0%	6,403	7,051	100.0%

※1：区こども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したもの及び市内他区からの住所異動により引き継いだものを含む。

※2：区役所の「その他」には、平成30年度から把握対象を拡大した「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児童等の緊急把握調査」で、把握対象児童とされ、他都市や入国管理局等へ照会を行った件数を含む。

## 2 元年度の傾向

市全体として、前年度から1,393件の増加(前年比約1.1倍)で、区役所は745件(同約1.2倍)、児童相談所は648件(同1.1倍)の増となっています。虐待事案の報道により急増したと見られる平成30年度の伸び(約1.4倍)と比較すると低くなっていますが、例年の伸び率と比べると高くなっています。

経路別件数のうち、区役所では、「家族・親戚」からは191件(前年比約1.5倍)、「近隣・知人」からは103件の増加(同約1.3倍)があり、広報・啓発活動の効果等により、市民の身近な人からの通告・相談が増えている、と考えられます。また、「学校」からは82件(同約1.2倍)、「保育所」からは74件増加(同約1.3倍)しており、区役所の職員が学校や保育所に巡回するなど、区役所と学校、保育所との連携が促進された結果と考えられます。

児童相談所は、「警察等」からの通告が408件の増加(前年比約1.1倍)で、昨年度同様6割を占めています。これは、児童相談所と警察の連携が継続的に行われている結果と考えられます。

## 1 平成 31 年（令和元年）と令和 2 年の 3～5 月における児童虐待受付件数（※）の比較

## (1) 月別受付件数

区分	平成 31 年（令和元年）				令和 2 年			
	3 月	4 月	5 月	計	3 月	4 月	5 月	計
区役所 （増▲減）	335	236	246	817	313 （▲22）	231 （▲5）	186 （▲60）	730 （▲87）
児童相談所 （増▲減）	656	619	729	2,004	682 （26）	638 （19）	652 （▲77）	1,972 （▲32）
合計 （増▲減）	991	855	975	2,821	995 （4）	869 （14）	838 （▲137）	2,702 （▲119）

## (2) 経路別受付件数

区分	市全体								
	平成 31 年（令和元年）				令和 2 年				増▲減 （②-①）
	3 月	4 月	5 月	計①	3 月	4 月	5 月	計②	
福祉保健センター	97	61	75	233	93	69	52	214	▲ 19
他都道府県市町村	22	28	15	65	27	17	14	58	▲ 7
児童相談所	115	126	79	320	113	158	101	372	52
認可保育所	52	27	15	94	34	19	21	74	▲ 20
警察等	373	338	487	1,198	434	333	392	1,159	▲ 39
医療機関	39	33	35	107	38	35	34	107	0
児童福祉施設等	9	9	8	26	13	6	4	23	▲ 3
学校	86	75	69	230	37	23	28	88	▲ 142
教育委員会等	1	1	0	2	1	0	0	1	▲ 1
児童委員	2	0	6	8	3	2	5	10	2
幼稚園	1	2	6	9	0	1	0	1	▲ 8
近隣・知人	66	49	99	214	49	85	111	245	31
家族・親戚	97	78	68	243	121	92	57	270	27
児童本人	6	4	2	12	10	9	1	20	8
その他	25	24	11	60	22	20	18	60	0
計	991	855	975	2,821	995	869	838	2,702	▲ 119

※ 「児童虐待 受付 件数」と「児童虐待 対応 件数」の違いについて

「受付件数」とは、児童虐待の相談・通告を受理した件数で、**通告受理日を起点に計上しています**。一方、「対応件数」とは、児童虐待の相談・通告に対し、初期調査後に児童を特定し、機関として対応をした件数で、**処理日を起点に計上するため、それまでに時間を要するもの**もあります。

例年、厚生労働省が公表している「対応件数」にあわせて、本市も「対応件数」に基づき公表していますが、この「別紙」においては、直近の新型コロナウイルス感染症の影響を表すため、受付した時点を示す「受付件数」により作成しました。